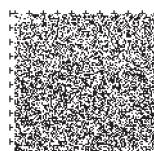


# VI 住宅・建築に関する届出など

詳細は、お問い合わせください。【住環境整備条例】

項目	ページID	内容	問合せ先								
大規模建築物・ワンルーム等の建築	4972 	<p>目黒区では、平成20年4月に「目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例」(略称:住環境整備条例)を定めました。この条例は、地域の環境に調和した良好な生活環境の維持・向上を図り、安全で快適に住み続けられる街づくりを目的として、一定規模以上の大規模建築物・ワンルーム形式集合住宅・店舗等の建築について、壁面の後退や環境空地の確保、障害者駐車場や荷さばきスペースの附置を求めていきます。</p> <p>また、住戸数に応じて、駐車場・オートバイ・駐輪場の台数、集会施設の整備、管理体制の項目を定めています。</p> <p>そのほか、敷地や延べ面積が大規模になると、歩道状空地、公開広場、防災貯水槽、防災器具置場の整備が必要になるケースもあります。</p> <p><b>【住環境整備条例が適用される建築物】</b></p> <table border="1"><tbody><tr><td>①大規模建築物</td><td>ア 敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物(一戸建ての住宅を除く) イ 延べ面積が1,500平方メートル以上、かつ、建築物の高さが15メートル以上または地階を除く階数が5以上の建築物 ウ 延べ面積が1,500平方メートル以上、かつ、戸の数が20以上の建築物</td></tr><tr><td>②ワンルーム形式集合建築物</td><td>1区画の床面積が40平方メートル未満の戸数(小規模区画)が10以上、かつ、階数が3以上の建築物(長屋、共同住宅または寄宿舎等)</td></tr><tr><td>③特定商業施設</td><td>小売業(物品加工修理業を含む)、飲食店業、興行場、遊技場、音楽・映像記録物販賣業を営む店舗(階段、便所、作業場を除く)で、その床面積の合計が500平方メートルを超える建築物</td></tr><tr><td>④開発許可対象区域内建築物</td><td>都市計画法第29条の開発行為の許可を要する区域内の建築物</td></tr></tbody></table>	①大規模建築物	ア 敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物(一戸建ての住宅を除く) イ 延べ面積が1,500平方メートル以上、かつ、建築物の高さが15メートル以上または地階を除く階数が5以上の建築物 ウ 延べ面積が1,500平方メートル以上、かつ、戸の数が20以上の建築物	②ワンルーム形式集合建築物	1区画の床面積が40平方メートル未満の戸数(小規模区画)が10以上、かつ、階数が3以上の建築物(長屋、共同住宅または寄宿舎等)	③特定商業施設	小売業(物品加工修理業を含む)、飲食店業、興行場、遊技場、音楽・映像記録物販賣業を営む店舗(階段、便所、作業場を除く)で、その床面積の合計が500平方メートルを超える建築物	④開発許可対象区域内建築物	都市計画法第29条の開発行為の許可を要する区域内の建築物	目黒区都市整備部 都市整備課 開発係 TEL:03-5722-9715
①大規模建築物	ア 敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物(一戸建ての住宅を除く) イ 延べ面積が1,500平方メートル以上、かつ、建築物の高さが15メートル以上または地階を除く階数が5以上の建築物 ウ 延べ面積が1,500平方メートル以上、かつ、戸の数が20以上の建築物										
②ワンルーム形式集合建築物	1区画の床面積が40平方メートル未満の戸数(小規模区画)が10以上、かつ、階数が3以上の建築物(長屋、共同住宅または寄宿舎等)										
③特定商業施設	小売業(物品加工修理業を含む)、飲食店業、興行場、遊技場、音楽・映像記録物販賣業を営む店舗(階段、便所、作業場を除く)で、その床面積の合計が500平方メートルを超える建築物										
④開発許可対象区域内建築物	都市計画法第29条の開発行為の許可を要する区域内の建築物										



詳細は、お問い合わせください。【建築関連法規など】

項目	ページID	内容	問合せ先
確認申請	5066 	建築物を建築(増改築を含む)する場合は、着工前にその建物の建築計画が建築基準法などに適合しているか、確認を受ける必要があります。	目黒区都市整備部 建築課 建築指導係(意匠) TEL:03-5722-9637 設備指導係(設備) TEL:03-5722-9068 構造指導係(構造) TEL:03-5722-9647
中間検査申請	5069 	建築物の特定工程に係る工事を終えたときは、その日から4日以内に中間検査の申請をしてください。	
工事完了	5071 	工事が完了したときは、その日から4日以内に完了検査の申請をしてください。	
定期報告	5047 	病院、ホテル、飲食店や共同住宅のほか、不特定多数のかたが利用する建築物の所有者・管理者などは、建築基準法の規定により、防火・避難安全性などの状況を調査・検査し、報告する必要があります。	目黒区都市整備部 建築課 監察係(特定建築物・防火設備) TEL:03-5722-9649 設備指導係(建築設備・昇降機等) TEL:03-5722-9068
住宅用家屋証明	9604 	個人が自己の居住のために使用する住宅を新築または取得したとき、保存・移転登記、抵当権の設定登記の登録免許税の軽減が受けられる証明書です。	目黒区都市整備部 建築課 受付係 TEL:03-5722-9642

VI

住宅・建築に関する届出など



詳細は、お問い合わせください。【住居表示の届け出など】

項目	ページID	内容	問合せ先
建築物浸水予防対策	5061 	建築物の接する周囲の地面または道路面より低い位置に床を有する建築物を計画する場合、確認済証受領時までに「浸水予防対策検討結果報告書」の提出が必要です。	目黒区都市整備部 建築課 建築指導係 TEL:03-5722-9637
住居表示の届出	8443 	建物を新築・建替えたときは、新しい建物の住居表示を決めるための届出が必要です。 増改築などにより建物規模や出入口が変わった場合は、手続きが必要となることがありますのでお問い合わせください。 マンションやアパートなど建物の名称を変更したときは、届出をしてください。	目黒区区民生活部 戸籍住民課 住民記録証明係 TEL:03-5722-9795
住宅宿泊事業 (民泊サービス)を行う場合の届出	3160 	目黒区内で民泊を行うためには、「住宅宿泊事業法」及び「目黒区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」に基づく届出が必要です。届出に際して事前相談を行っていますので、事前相談を受けていただくことをおすすめします。	目黒区健康推進部 生活衛生課 環境衛生係 TEL:03-5722-9502

